



**eコミュニティ・プラットフォーム
実践事例集&ガイドライン**

大阪府内社協版



目次

◇はじめに	… p1
◇e コミマップ基本操作動画	…p2
<u>平時からの利活用</u>	
• 吹田市	… p3～6
• 松原市	… p7～10
• 岸和田市	… p11～14
<u>災害時に向けた利活用</u>	
• 枚方市	… p15～18
• 河内長野市	… p19～22
• 太子町	… p23～26
◇ポータルサイト機能について	… p27～30
◇ガイドライン	… p31～38

はじめに

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、宮城県内の災害ボランティアセンター(以下災害VC)の運営を支援するため、近畿ブロック社協の一員として、大阪府内の社協から職員派遣を行いました。その報告によると、災害VCから被災者宅へのニーズ調査や、避難所を訪問する際、土地勘がないためナビゲーションを頼りに移動するも、災害の被害状況が詳細にわからず、また、大規模災害であるが故に至る所で道路が寸断され通行できない場所があり、迂回を余儀なくされたことが多くありました。その時、国立研究開発法人 防災科学技術研究所(以下防災科研)が作成した紙ベースの通行止めヶ所を記載したマップの存在を知り、大変役立つとともにマップの必要性を痛感したとのことでした。

防災科研が開発した「eコミュニティ・プラットフォーム」(以下eコミ)では、被災状況を地図(マップ)に落とし込むことができ、被災地全体の災害状況を一目で把握・共有することができます。また、府域の情報共有のプラットフォーム機能として市町村社協の視点を越えた被災地全体の被害状況や交通情報、支援の進捗状況を随時更新することができます。これにより、府全域を俯瞰したうえでの支援のムラや遅れを事前に防ぐことができます。

大阪府では、eコミを大規模災害に備える情報の収集・発信のシステムの構築として、平成27年度より『情報の集約』『迅速かつ適切な情報発信』、『ICTの効果的な活用による災害VC運営の省力化』『府域を網羅するポータルサイトの運営』を目的として、研修会や検討会を重ね試験的に運用してきましたが、活用する社協が年々増え令和4年度より本格的に導入することになりました。

災害時に即座にeコミを使うことは難しく、平時と災害時のサイクルをしっかりと意識し、平時における地域福祉活動との連動性を持つことが非常に重要です。大規模災害に備える情報の収集・発信のシステムの構築と平時における小地域ネットワーク活動との連動性、災害時に支援を必要とされる方々の支援体制の一層の充実を図ることを目指し、eコミの活用を進めています。

eコミュニティ・プラットフォーム検討委員会
大阪府社会福祉協議会 地域福祉部

eコミマップ基本操作 実況動画は コキラ!!

この動画1つで
オリジナルマップを
作れる!



この操作だけ知りたい!
便利なチャプター分け



あなたのアイデアで
使い方、無限大。

吹田市

基本情報	
人口	376,944人
世帯数	177,152世帯
65歳以上人口	89,694人(人口比率:23.8%)
18歳未満人口	63,056人(人口比率:16.7%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
◎	◎	◎	◎	○	○	○

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
○	○	○	○	○	○	○	○

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
○	○	○	○	○	○	○

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
○	○	○

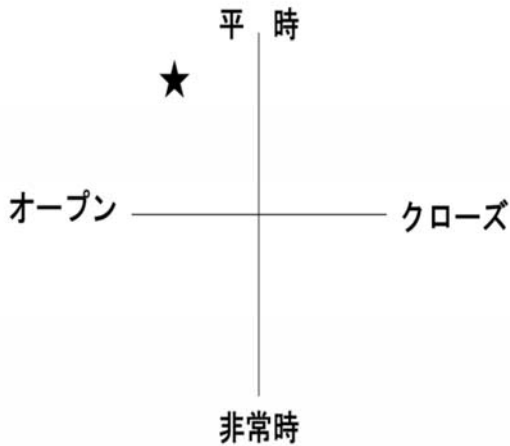
災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	
○	○	○	-
			-

福祉委員会等の高齢者サロン、子育てサロン等を一般公開

高齢者の集いの場（いきいきサロン、体操、カフェ等）をe コミでマッピングし公開



吹田市



マップ作成による業務への効果

リーフレットなどは情報更新すると改訂版の発行や訂正が必要となるが、e コミはいつでも更新が可能。
⇒ホームページやSNS（ブログ等）に掲載する業務が発生します。

マップ作成に必要なデータ

- ☞ サロン名、主催団体名、開催場所（住所）、開催日時、費用等
- ☞ 写真（サロンの様子を伝えやすい）

作成手順

★最初に…

作業チームを作ってみんなで考えよう！e コミの「見せ方、活用方法」をチームでイメージしよう！

1

基本情報の収集

→福祉委員会、自治会、行政等にサロン情報（必要データ参照）を収集依頼

2

e コミの作業（項目追加、属性設定、描画設定など）

→必要データ（サロン名など）を追加します。「描画設定」でピンの形や色を設定すれば見映えも Good！

3

e コミの作業（項目追加、属性設定、描画設定など）

→必要データ（サロン名など）を追加します。「描画設定」でピンの形や色を設定すれば見映えも Good！

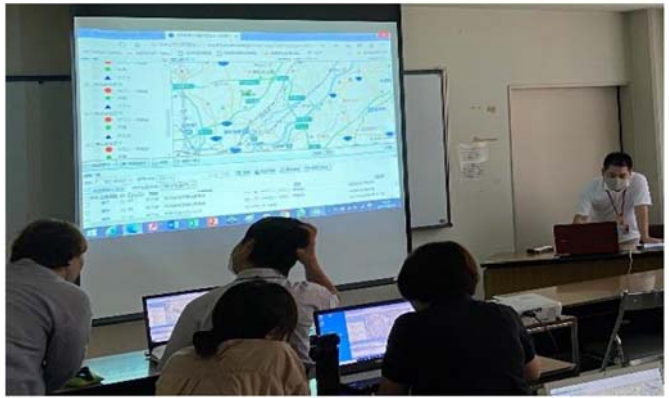


複数で役割分担しましょう！一人での作業は孤立孤独になりがち。仲間と一緒に考えるとモチベーションも維持しやすいです！



e コミ活用のきっかけや経緯

- ◆吹田市社協第4次地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）に「e コミを活用した地域福祉活動の推進」を明記。職員でe コミプロジェクトチームを組織し、取り組む内容を検討した。
- ◆1 層協議体で高齢者サロン情報（集いの場リスト）の改訂時に「情報のマッピングや一元化が必要」「雰囲気わかる写真があればイメージしやすい」等の意見があった。リスト改訂の作業部会で検討しe コミを活用することになった。ホームページ公開前にCSWや地域包括支援センター職員を対象に操作説明会を行った。



公開前に地域包括支援センター、CSW 対象に「使い方研修会」を開催。講師はe コミプロジェクトチームが担った。



サロンの場所等が可視化されたことで「サロン空白地帯」も把握。地域での高齢者生活支援検討会でも活用している。

失敗談

- ①項目を細かく分けると収拾つかない
→アイコンだらけで何処を示してるかわからなくなるのでシンプルがオススメ！
- ②「属性」と基本データの「CSV の項目」は必ず統一しないと地図に反映されない。
→CSV のセル内の「カンマ」「改行」も削除しないと反映されません。
- ③同じ場所でサロンが複数ある時はピンが重なり見えにくい！
→マップを拡大し、ピンを建物の対角線に移動させる（配置する）など根気強く作業すると多少改善されます。
- ④マップは時々あらぬ場所を表示します
→概ね正しいが公開前には必ずチェック！

「カンマ」「改行」見栄え気にせず
ダラダラ入力して CSV に保存！

今後の活用・目指すこと

- ①一般公開したe コミをサロン等で活用し、周知する！
- ②ICT が苦手な高齢者を対象に「使い方講座」を開催する！



これから活用する社協へのメッセージ

身近な福祉委員会の「いきいきサロン」「子育てサロン」などをe コミで作成してみましょう。個人情報不要です。データも、サロン名、開催場所、住所、開催日時など社協で把握していると思います（写真も追加すると雰囲気が良くわかります！）
⇒地域でピンや色を変える／サロン内容でピンや色を変える、などマップ（e コミ）の見せ方を下書きしておくイメージしやすいです。
⇒見せ方は後からでも変更できます…が、「項目」「属性」「描画」を全部再設定（再入力）が必要となるため面倒です。萎えます…。
⇒e コミの強みと弱みを把握すると、別の使い方も見えてきます。
⇒必ず複数で作業することをオススメします。孤立孤独は厳禁です。

吹田市社協 インタビュー動画はこちら！



多くの職員さんがeコマを使える秘訣は！？



松原市

基本情報	
人口	118,357人
世帯数	57,123世帯
65歳以上人口	35,696人(人口比率:30.2%)
18歳未満人口	16,117人(人口比率:13.6%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
◎	●	●	●	○	○	○

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
○	○	○	○	○	○	○	○

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
○	○	○	○	○	○	○

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
○	○	○

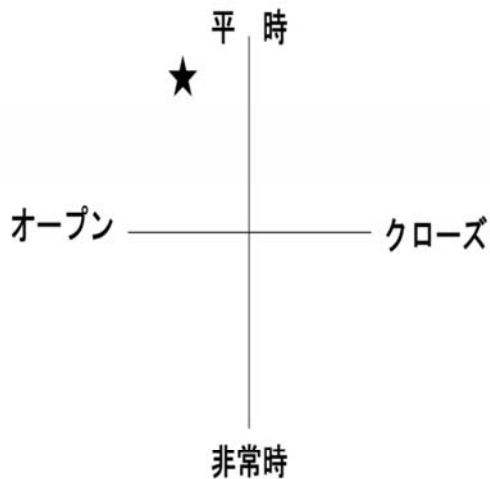
災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	第2層生活支援コーディネーター (他法人)
○	○	○	●

社会資源の見える化

フォトボイスを活用した地域診断



松原市



マップ作成による業務への効果

マップを作成したことにより、地域の「強み」や「弱み」といった情報が一目でわかり、話し合いがスムーズに行えるようになりました。話し合いの途中で、写真やメモの無い場所の情報が出てきた際も、画面を分割して Google マップのストリートビューを活用することで、その場所を見ることができると、話し合いが盛り上がります！

マップ作成に必要なデータ

- 写真
- 情報シート

作成手順

1

写真・メモの情報収集（1 か月）

→ 地域のみなさんとともに自分たちの住む地域が高齢者にとって、どのような「強み」や「弱み」があるかテーマを決めて話し合う。その後、該当する場所を写真で撮影し、メモに書いて集めます。

2

データを貼り付ける入力フォームの作成（1 時間）

→ テーマごとのアイコン（買い物・受診・地域交流・移動）を作成します！その後、入力フォームを作成していきます！

3

e コミヘデータの入力（3 時間）

→ メモをもとに、地図上をクリックし、アイコンを貼り付けて、情報を入力していきます！

慣れてきて住所がわかれば一括で入力できます！

e コミ活用のきっかけや経緯

生活支援コーディネーターが地域診断を行うにあたり、フォトボイス*という手法を使う中で、地図上に写真やメモを簡易に貼り付けることができる！また情報を一目で見ることができるので、会議を行いやすい！

*住民がテーマにそって写真（フォト）を撮り、その写真に撮影者の語り（ボイス）をつけ、それらをもとに話し合いをする中で、住民同士で地域の課題を共有し、課題の解決方法を発見できる！

失敗談

前回作ったマップのアイコンを引用し、マップを作成するときに残っているデータを削除すると引用元のマップのデータまで削除してしまうことがあります 😞



II. 買物 便利なスーパーまで距離が遠い

バス・地下鉄を利用して市街へ買物



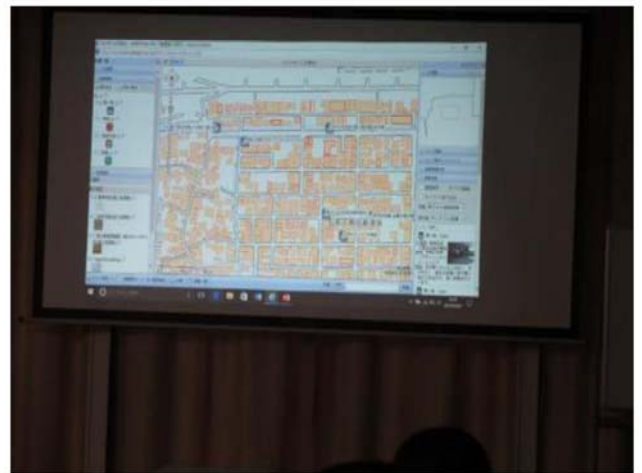
ぐるりん号利用で帰宅が遠回りになる商業施設



自宅から遠い駅前へ買物



話し合いをしやすいように、地域の特徴を写真で表しています。



e コミを使うと地図の上に写真やメモの情報ははりつけられるので、一目で地域の特徴が把握できます。

今後の活用・目指すこと

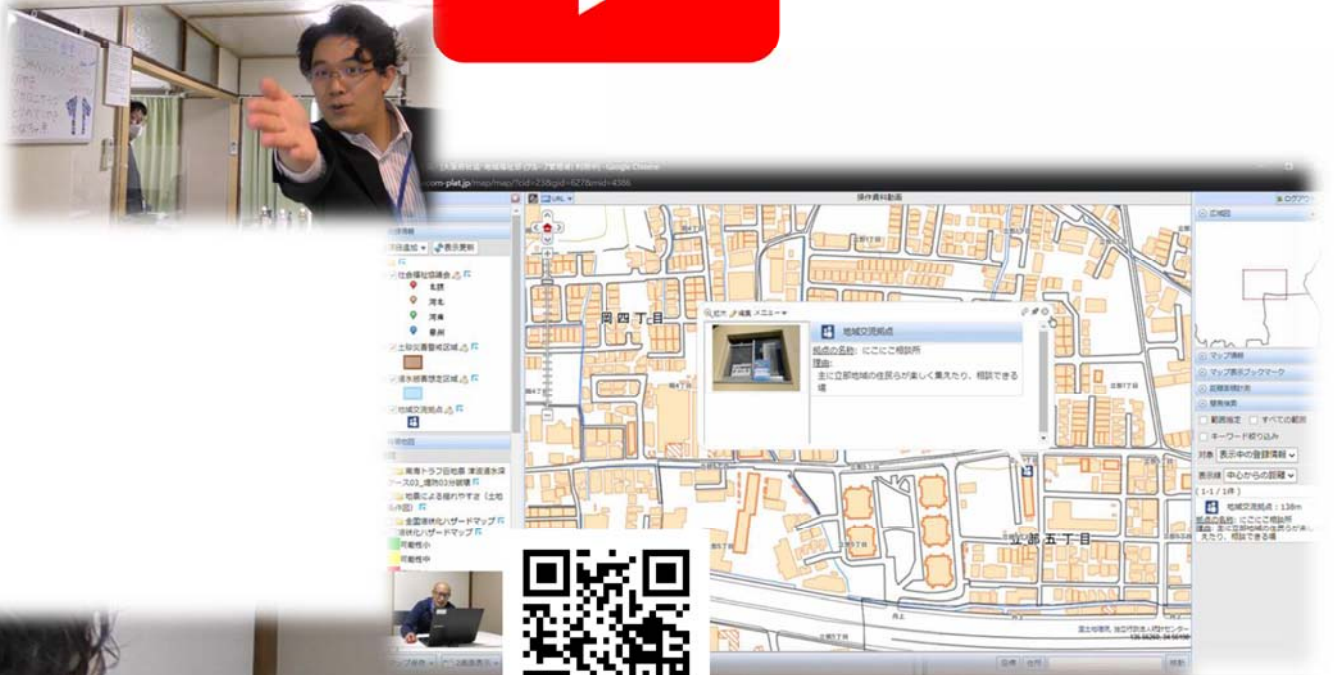
写真・メモの情報などから、高齢者にとって地域の中で良い情報などを抜粋し、松原市内の社会資源マップとして活用をしていきたいです！



これから活用する社協へのメッセージ

e コミを使って地図上に情報を落とし込むことで、一目で状況を確認し、自分たちのまちを知るきっかけになると思います！

松原市社協 操作・インタビュー動画はこちら！



eコミ導入による業務への効果は？



岸和田市

基本情報	
人口	192,160人
世帯数	88,561世帯
65歳以上人口	53,603人(人口比率:27.9%)
18歳未満人口	29,862人(人口比率:15.5%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

※地区により権限付与の考え方が異なるため一例として

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
◎	○	○	△	△	●	●

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
△	△	△	△	△	◎	●	△

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
◎	●	△	●	△	△	△

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
●	●	×

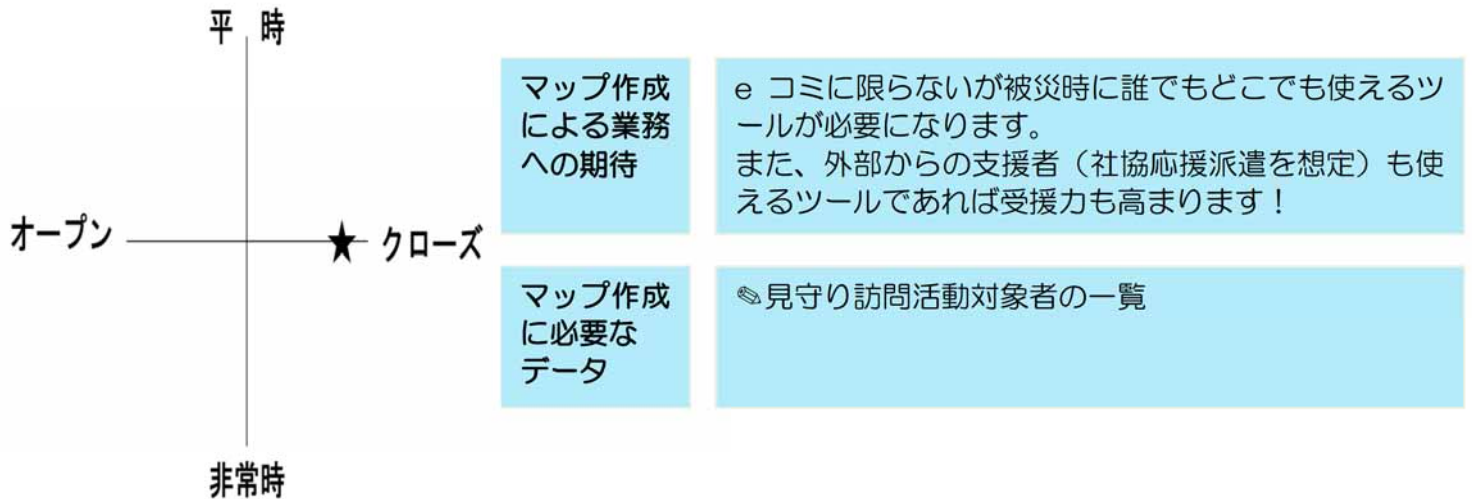
災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	
△	△	△	-
			-

見守り活動

日常の地域の見守り対象者をマッピング（現在進行中）



岸和田市



作成手順

- 1 災害Vネットワーク会議で、e コミを説明
→会議参加者の地区Vから自地区のマップ作成に活用し、簡略化を図りたいと利用希望をもらいます。
- 2 後日改めて地区長、地区役員へのe コミ説明
→地区の見守り活動での了解を得ます。
- 3 地区の操作者に操作説明会を実施
- 4 実際に見守り対象者のマッピングをしてもらいます！

e コミ活用のきっかけや経緯

これまでゼンリン住宅地図を PC に取り込み、対象者宅を色付けしてマップ作成をしていた。

この作業ができるのは、その PC を持っている地区福祉委員会のコンピューター担当者のみでデータ消失や被災時その人がけが等で活動できないとき情報の入力ができなかったり、地図の出力ができなかったり発災時にも活用するツールが活用できないリスクがある。

リスク回避のため誰でもどこでも使えるツールを選定するにあたり、e コミ利用を希望した地区へ説明した。



地域の方向け e コミ操作説明会の様子

今後の活用・目指すこと

- ①見守り対象者のマッピングを通して福祉委員さんに普段から e コミの操作に慣れてもらい、被災時にニーズ等のマッピングができる人手を増やしたい！
- ②平時から行っている災害 V ネットワーク会議の参加者も操作できるようにしたい！



これから活用する社協へのメッセージ

個別見守り活動のデジタル地図化は、一つのデータからいろいろな活動の効率化につながると思います。実際に災害が起きたときの個別避難計画作成にも使えます。社協だけで使っているのではもったいない！！

地域の方々に提案して、地域が主導で e コミの使い方を考えてもらおうと、e コミの持っている機能・使い方社協では思いつかない新発見が生まれるのではないかと期待しています。

岸和田市社協 インタビュー動画はこちら！



枚方市

基本情報	
人口	398,283人
世帯数	182,449世帯
65歳以上人口	113,705人(人口比率:28.5%)
18歳未満人口	60,664人(人口比率:15.2%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
×	×	×	×	×	×	×	×

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
×	×	×	×	×	×	×

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
×	×	×

災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	
◎	×	×	-
			-

防災訓練

災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションでの
情報共有

枚方市総合防災訓練での行政・NPO との情報共有・集約



枚方市



作成手順

行政・NPO・災害ボランティア・河北ブロック社協と協働し、災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションを実施。職員はボランティア受付・ニーズ受付・コーディネート・情報共有・資機材の部門へ分かれて訓練。情報共有部門でコーディネートしたニーズ・交通情報をe コミに入力する。

- 1 大阪北部地震の記録をe コミマップで各関係機関に報告
→枚方市総合防災訓練で情報共有ツールとしてe コミを活用することが決定
- 2 共有アカウントの作成依頼
→他機関がログインできる権限が限られたアカウントを府社協に作成依頼します。
- 3 関係機関とのe コミ操作研修会開催
→項目・属性・描画設定・データ入力(点・面・線)・写真のUPを行います。
- 4 各機関が必要な項目を準備
→社協では災害ボランティアセンターに関わるニーズ受付の項目を作成
→行政では避難所開設状況・土砂崩れ・浸水・通行止めの項目を作成
→NPO では被災状況確認のための写真の項目を作成
→全体の描画設定は社協が調整します。



各機関の視点からいろんなアイデアが出て情報交換の場になった！

e コミ活用のきっかけや経緯

例年災害ボランティアセンター設置運営シミュレーションを実施しているが各部門に分かれて訓練を行っているため全体での共有が課題となっていた。ニーズの受付状況・コーディネート状況・被災状況・避難所開所状況など e コミマップを活用することでリアルタイムでの情報共有を目指した。また、大阪北部地震での行政・NPO との情報共有の遅れ・不透明さが影響し同じ内容の問い合わせが複数部署から何度も行われたため、情報の共有・集約ツールとして活用を検討した。



災害ボランティアセンター設置運営シミュレーション



枚方市総合防災訓練

失敗談 ⚠

- ①背景地図の地図記号とピンの形が似てて地図が見にくくなりました 😞
- ②スマートフォンで写真UPの操作を誤り、違う写真をあげてしまいました 🔄
- ③訓練時にアクセスが集中して、動作が遅くなりました。

大人数で使う場合は、大阪府社協に事前に要連絡！



今後の活用・目指すこと

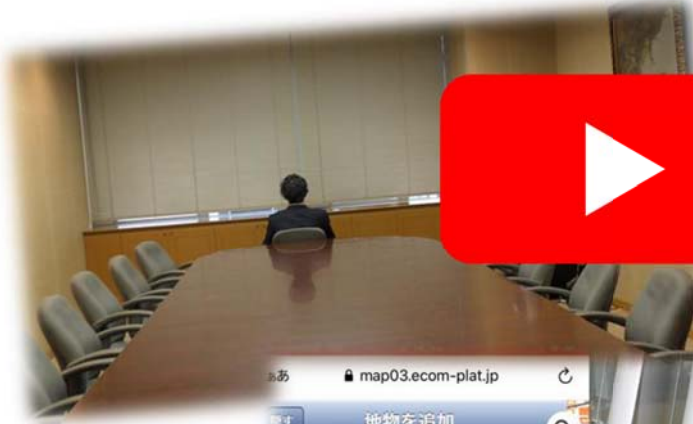
情報入力は大数の職員が操作可能になったためマップの作成など操作可能な職員を増やす！そのために、訓練時以外でも日常業務内で活用できるような工夫を行う！



これから活用する社協へのメッセージ

ICT ツールを利用することで行政、NPO など多くの団体との新しいつながりを得ることができました。操作説明会を一緒に行なうことで新しいアイデアやつながりが出来ました。操作は府社協が全面的にバックアップして下さり大変心強いです。

枚方市社協 操作・インタビュー動画はこちら！



枚方市の防災訓練でeコミが
使われるようになったきっかけは？

河内長野市

基本情報	
人口	102,920人
世帯数	47,690世帯
65歳以上人口	36,436人(人口比率:35.4%)
18歳未満人口	12,958人(人口比率:12.5%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
×	×	×	×	×	×	×

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
×	×	△	△	×	△	△	×

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
◎	●	×	◎	△	×	×

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
×	×	×

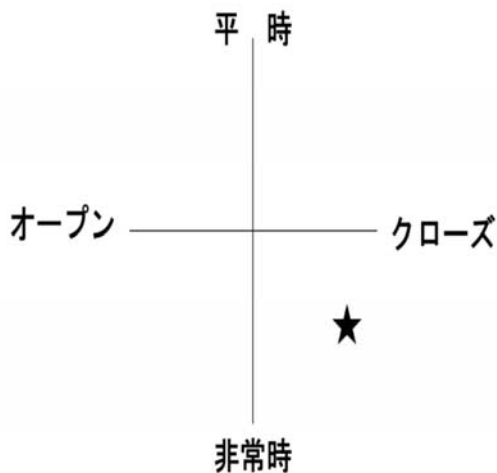
災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者	
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	施設連絡会	
×	×	×	△	

災害支援

モデル地域における
避難行動要支援者への支援（現在進行中）



河内長野市



マップ作成
による業務
への効果

マップを作成し、地域の状況を可視化することにより、日頃から当該地域のことを把握していない方でも、支援に携わることがスムーズになります。

マップ作成
に必要な
データ

📁 避難行動要支援者名簿

作成手順

- 1 避難行動要支援者に関わる行政担当課へ説明
- 2 地元自治会、自主防災委員会、民生委員、福祉委員への説明
- 3 地元自主防災委員会主催の研修会において住民への説明
- 4 避難行動要支援者の実態調査（施設連絡会の協力）
- 5 実態調査を基に情報共有・情報データおよびマップ作成

e コミ活用のきっかけや経緯

- ◆モデル地域において、自治会や自主防災組織で避難行動要支援者の実態把握を行い、紙ベースの地図作成に取り組もうとしているが、e コミマップでの作成も併用して行うことで、より具体的な情報管理を行うことができる！
- ◆自治会の班の再編成をしたいという要望もあり、併せてe コミの区分け機能を活用したい！



地区自主防災研修において住民へ説明会を実施

今後の活用・目指すこと

災害時避難行動要支援者について、誰が誰の安否確認や避難所への移動を支援するのか、事前にプランを作成しておくことで、有事に備えることができます！
モデル地域での取り組みを事例として、全市的に広がっていけば、地域の安全安心につながるものとして、地域福祉の推進に大きな効果があります



これから活用する社協へのメッセージ

どのような業務でマップを活用したいのか明確にした上で、複数の職員で関わり、情報共有しながら取り組んでいった方が良いと思います。

河内長野市社協 インタビュー動画はこちら！



施設連絡会とも連携しています！



太子町

基本情報	
人口	13,172人
世帯数	5,572世帯
65歳以上人口	3,918人(人口比率:29.7%)
18歳未満人口	1,959人(人口比率:14.9%)

事例マップ公開範囲	◎…編集・閲覧可能 ○…閲覧のみ可能 ●…閲覧可能・条件付きで編集も可能 △…条件付きで閲覧可能 ×…編集・閲覧不可
-----------	--

自社協					他の府内社協	行政
担当者	局長・次長	各部課長	正規職員	非正規職員		
◎	◎	◎	◎	○	○	○

民生児童委員協議会					地区福祉委員会		
会長	役員	地区委員長	一般委員	主任児童委員	委員長	役員	一般委員
○	○	○	○	○	○	×	×

自治会			自主防災組織		消防団	
会長	役員	一般会員	組織の長	一般構成員	団長	一般団員
○	×	×	×	×	○	○

ボランティア		
登録ボランティア団体	登録個人ボランティア	その他ボランティア
×	×	×

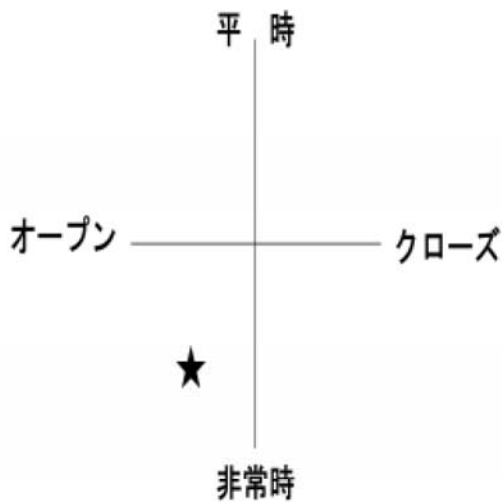
災害時等協定に基づく協力者・支援者			その他協力者・支援者
NPO	青年会議所	ライオンズクラブ	
×	×	×	-
			-

合同防災訓練

町会・自治会長、民生委員児童委員、
消防団、行政、社協が合同で防災訓練を実施



太子町



マップ作成
による業務
への効果

複数の社会資源の間で、距離間や過不足がわかりました。工夫することで災害時だけでなく、平常時にも活用することができました。

マップ作成
に必要な
データ

- シミュレーション用の想定ニーズ(100件程度)
- ハザードマップの災害想定区域(災害種別ごとに区域を面で設定し色分け)
- 避難所の場所
- 避難行動要支援者の同意者名簿登録者(実際の登録者は使わず、仮の登録者を設定しピンで表示)

作成手順

町会・自治会長、民生委員児童委員、消防団、行政、社協が合同で防災訓練を実施。町会・自治会長、民生委員児童委員は避難行動要支援者の同意者名簿の平時からの活用方法の理解、消防団は無線通信訓練、行政は災害状況把握の訓練、社協はe コミ操作訓練を2つの会場に分かれて実施。

1

関連機関(町会・自治会長、民生委員児童委員、消防団等)と防災訓練の打ち合わせ

2

合同研修の実施

→近隣市町村社協と合同でe コミの操作研修を行います。

3

自社協内で再度、e コミの操作研修

→社協内でもしっかり使えるように研修を行います！

4

事前にe コミマップの作成・反映

→ハザードマップの情報をe コミマップへ落とし込んでいきます！
(項目設定、画像)

5

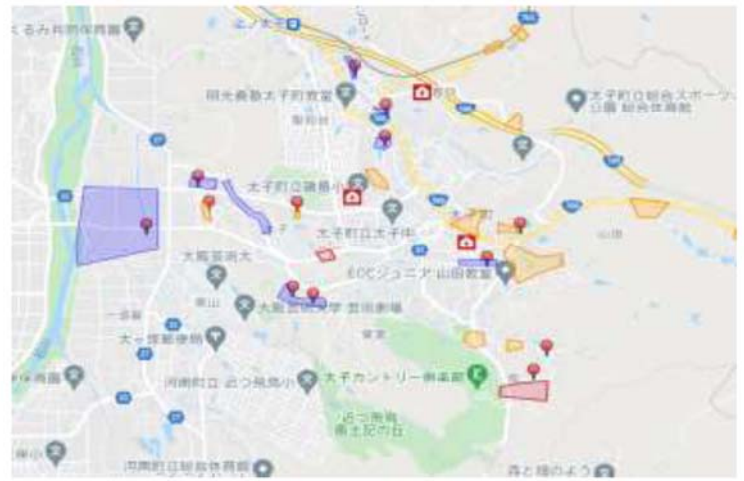
【防災訓練当日】

→消防団からの情報をe コミに反映

→職員が現地(被害想定箇所)に行き、携帯で撮影した画像をe コミに反映・情報が反映されたe コミマップを参加者で確認していきます。

e コミ活用のきっかけや経緯

- ◆あらゆる情報を一括で管理し、インターネット上でリアルタイムの情報が見える化できる。
- ◆紙媒体ではできないリアルタイムの情報発信が可能。
- ◆複数のデータベースをアップロードすることで、異なるデータベース間の相関を視覚的に把握できる。
- ◆近隣市町村社協でも有効活用している社協が少ないため、e コミを積極的に活用するように働きかける必要があった。



ハザードマップをe コミに反映させてみると…



山でつながっている市町村社協と合同操作研修
(河内長野市社協・千早赤阪村社協)

失敗談 △

- ①ピンを立てる際に実際の住所とは違うところにピンが立ったので、修正に時間がかかりました😞 (田舎特有!?)
- ②スマートフォンで現地の写真をe コミマップに登録したとき、全く違う位置に写真が反映されました🌀 (iOSとAndroidなど端末ごとで位置情報の設定が違ったため)



今後の活用・目指すこと

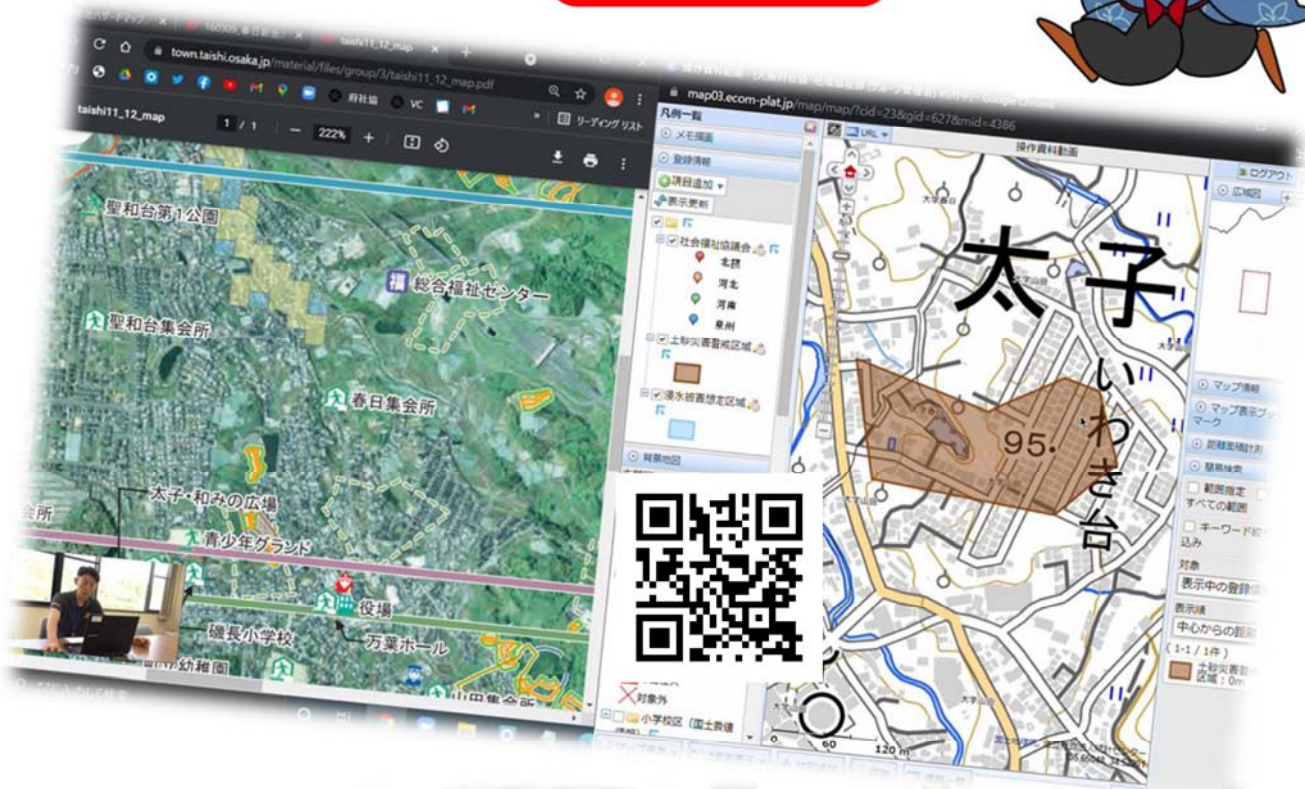
- ①コロナとうまく付き合いながら住民と一緒に訓練を実施したい!
- ②近隣社協と合同研修を実施して、みんなでスキルアップしたい!
- ③e コミをもっと使いこなして日常業務に活かしたい!



これから活用する社協へのメッセージ

コロナ禍の取り組みのなかで、アナログ(対面)での繋がり維持には限界があると感じました。アナログ(対面)での繋がりを基本にすることが必須だと思いますが、オプションとしてe コミを含むICTなどのデジタルの活用が今後は必要不可欠になると思います。この時期だからこそできることをお探しの皆さんに、e コミから始めていくことをぜひオススメします!

太子町社協 操作・インタビュー動画はこちら！



ポータルサイト機能について

eコミには、大きく2つの機能があります。

本事例集では、マップ機能を中心に紹介しましたが、ここではeコミのベースとなるポータルサイト機能について触れておきます。

eコミの機能

①ポータルサイト機能

☞府社協、市町村社協間での情報発信・共有を目指している。

②マップ機能

☞地域の活動（社会資源等）の情報の見える化や災害支援にて活用。

ポータルサイト機能の活用

～府社協が親ページ、府内41市町村社協が子ページとなる情報連携ポータルサイトの運用～

▶情報の集約と発信

ひとつのページを入り口とし、府内すべての社協が発信する情報の閲覧、更新ができる

<平時>

- 各種事業（セミナー等）の情報提供
- 災害VCにかかる様式や協定書、マニュアル、資機材の保有リストなどを府内社協間で共有
- 運営支援者間での情報共有ツールとしての活用 など

<災害時>

- 梅雨、台風等による災害時の府内の被害状況やボランティア募集状況等を集約し発信など



「eコミを活用した災害時情報訓練（河南ブロック）」における掲示板の画面

大阪府内の社協を対象とした情報ポータルサイト

・ 目的：平常時・災害時にお互いの活動内容を共有する場



活
用
案
た
と
え
ば
：

- 【平常時】
 - ・ 各社協の活動内容を共有
 - ・ 意見交換の場
 - ・ 共通書類の発信と入手
 - ・ 災害への備え情報
 - ・ サロン活動のノウハウ共有
 - ・ イベント等の開催案内発信
- 【災害時】
 - ・ 災害VC用の帳票類を共有
 - ・ 支援と受援の連絡
 - ・ マップ機能で情報共有

目
標

府内全体の連携力と意識の強化



運営支援者専用ページの概要

災害時を想定した運営支援者間での情報共有ツールとして活用



◆マニュアル・協定書・各種様式

運営支援者が活動時に必要となる各種様式等をダウンロード、閲覧できるページ

◆関係団体HP

府社協、全社協等関係団体、府内市町村社協のHP・連絡先・役員の一覧をまとめたページ等のリンクを掲載

◆運営支援者間で共有すべき事項

被災地災害VCに派遣された運営支援者間で、日報等情報の共有を行う

◆facebook

市町村社協等のfacebookを掲載し、リアルタイムの情報を把握

◆その他

地域防災web、大阪府内社会福祉施設マップ等、地域の特性を知る機能を掲載

閲覧時は運営支援者専用ID・パスワードでのログインが必要。

関係団体HP



「府内市町村社会福祉協議会」では、ブロックごとの社協HP、連絡先、役員名簿を一覧にまとめたページを掲載。

eコミュニティ・プラットフォーム を使ってめざすこと

eコミ (ICTツール) を活用することで府内の社協間での情報連携が可能となり、平時からの情報はもちろん、災害時でも迅速に被害状況やボランティアの募集状況などの把握が可能。

※普段から使い慣れたツールでないと、災害時にも使えない!

情報ツールは、災害時にいざ活用をしようとしても難しいものです。今後の災害に備え、平時から使える職員を意識的に増やしていきましょう!

〇見える化

- ・府域での効果的な情報集約と発信
- ・内部の情報連携強化

〇活性化

- ・小地域福祉活動の充実と活性化

〇省力化

- ・災害時にも地域に寄り添う時間を生み出す

e コミュニティ・プラットフォーム(e コミ) 運用に関するガイドライン

I) 目的とねらい

大阪府市町村社協連合会では、平成 27 年度より e コミュニティ・プラットフォーム(以下、e コミ)のモデル事業を推進し、令和 2 年度には実施市町村が 22 社協に到達、目標であった過半数を超えることとなりました。

現在、来年度の本格実施に向けたテストサーバーの構築や運用準備を進めているところですが、一方で、e コミ運用時における個人情報の管理が課題となっています。

そこで本格実施を前に、セキュリティ面やシステムの管理体制、個人情報の取り扱いルールを整理するため、e コミ検討委員会で議論を重ね、本ガイドラインの作成に至りました。

個人情報を適切に保護し、より信頼性の高い有用なシステムとして e コミが活用されるとともに、未実施の市町村においても本システムの利活用が進み、さらなる広がりが実現することを願っています。

II) 情報セキュリティについて

e コミはネット回線を利用した ICT ツールです。安全な運用にあたっては、情報セキュリティ対策を日常的に行っておくことが重要です。情報セキュリティ対策を疎かにしてしまうと、ウイルスに感染してシステムに問題が発生したり、不正アクセスによって情報が流出したりといった被害が発生する可能性があります。下記の項目について今一度確認ください。

■e コミのセキュリティ・・・

◆防災科学技術研究所のサーバーでは、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の OWASP ZAP、Ratproxy というツールを活用し、セキュリティの検証を行っています。このツールでは、脆弱性 (ウェブサイトが安全かどうか) を検査することができます。詳細は、以下を参照。
<https://www.ipa.go.jp/about/technicalwatch/20131212.html>

◆令和 4 年度からは、アル・システム(株)が e コミシステムの運用サポートを行い、下記のとおりセキュリティ対策を講じます。

①ネットワークアクセスログの監視とセキュリティ対応

サーバー外部からのネットワークアクセスログの監視を行い、不適切なアクセスを検知した場合には、アクセス拒否等の適切な対応を行います。

②システムバージョンアップとセキュリティ対応

システムバージョンの更新情報とセキュリティ情報について、防災科研および各種利用ソフトウェアの公開情報を随時確認します。重要な更新やパッチが公開された場合には、府社協との協議の上、各社協に対して事前に日時を通知したうえで、ソフトウェアの更新やセキュリティパッチの適用を行います。

■組織内でのセキュリティ・・・

ICT ツールの活用にあたり、組織内での対策が必要不可欠です。個人情報を漏洩してしまうと様々な関係機関や地域住民のみならず、社会全体への信頼失墜につながる危険性があります。

まずは、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) で示されている情報セキュリティ 5 か条を確認しましょう！

【参考】情報セキュリティ 5 か条

①OS やソフトウェアは常に最新の状態にしよう！

OS やソフトウェアを古いまま放置していると、セキュリティ上の問題点が解決されず、それを悪用したウイルスに感染してしまう危険性があります。お使いの OS やソフトウェアには、修正プログラムを適用する、もしくは最新版を利用するようにしましょう。

②ウイルス対策ソフトを導入しよう！

ID・パスワードを盗んだり、遠隔操作を行ったり、ファイルを勝手に暗号化するウイルスが増えています。ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル (パターンファイル) は常に最新の状態になるようにしましょう。

③パスワードを強化しよう！

パスワードが推測や解析されたり、ウェブサービスから流出した ID・パスワードが悪用されたりすることで、不正にログインされる被害が増えています。パスワードは「長く」「複雑に」「使い回さない」ようにして強化しましょう。

④共有設定を見直そう！

データ保管などのウェブサービスやネットワーク接続した複合機の設定を間違ったために、無関係な人に情報を覗き見られるトラブルが増えています。無関係な人が、ウェブサービスや機器を使うことができるような設定になっていないことを確認しましょう。

⑤脅威や攻撃の手口を知ろう！

取引先や関係者と偽ってウイルス付きのメールを送ってきたり、正規のウェブサイト に似せた偽サイトを立ち上げて ID・パスワードを盗もうとする巧妙な手口が増えています。脅威や攻撃の手口を知って対策をとりましょう。

<独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 作成の中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインから引用>

【参考】自社診断のための 25 項目 具体的な対策は、ココからチェックしましょう！

<https://www.ipa.go.jp/security/>

<独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 作成の中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン>

ココもチェック!

USB メモリ等の取り扱いの注意

ウイルス感染の可能性があるため、所有者が不明もしくは自身が管理していない USB メモリ等の外部記憶媒体はパソコンに接続しないでください。また、自身が管理していないパソコンに自身の外部記憶媒体を接続しないでください。

社内ネットワークへの機器接続ルールの遵守

ウイルス感染したパソコンや外部記憶媒体を社内ネットワークに接続することで、ウイルスをネットワーク内に拡散してしまうおそれがあります。個人所有の持ち込みパソコンや外部記憶媒体等を不用意に社内ネットワークに接続しないように注意してください。持ち込み機器を社内ネットワークに接続する必要がある場合は、システム管理者に許可を取ってください。

ソフトウェアをインストールする際の注意

ソフトウェア（フリーソフト等）をインターネットからダウンロードしたり、自身のパソコンにインストールしたりする場合は、システム管理者に事前に許可をとってください。

<独立行政法人情報処理推進機構（IPA）作成のホームページ（日常における情報セキュリティ対策）より引用>

Ⅲ) e コミの運用ルールについて

i 大阪府社協による運用管理について

① 基本的な管理体制のルール化について

（現状）防災科学技術研究所と大阪府社協との連携協力に関する協定書に基づき、大阪府社協が市町村社協と協力して試験運用中。

（令和 4 年度以降）アル・システム株式会社と大阪府社協、大阪府市町村社協連合会の3者で業務委託契約を締結し、運用管理を行う。

また、適正な運用を図るため、e コミの使用目的、運営主体、管理者、保護データの指定など必要な事項を定める。

② 大阪府社協と市町村社協との一体的運用に関する取り決めについて

（現状）大阪府社協が管理運営する e コミでは、市町村社協同士で情報共有・意見交換が可能なポータルサイトに加え、市町村社協固有の子ページ、さらには福祉委員会等においてその孫ページを作成し、要援護者情報やサロン活動など目的に応じたマッピングを行っている。

（令和 4 年度以降）e コミの管理者は、現在大阪府社協であるが、市町村社協との一体的運用を図っている現状をふまえ、市町村社協連合会を共同管理者とする。

★Caution★

例えば市町村社協が平時の見守り事業のなかで対象者から個人情報を取得していても、大阪府社協と共同運用する e コミで情報を管理し、府社協が閲覧できる環境にあれば、個人情報の第三者提供にあたります。

このため、対象者から事前に同意を得ておくか、平時はマップの閲覧権限を自社協のみに設定しておく必要があります。詳しくは、「iii e コミにおける個人情報の取り扱い」※1 を参照してください。

(参考) 現在締結中のもの

- 防災科学技術研究所と大阪府社協との連携協力に関する協定書
- 災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定書

ii 個人情報の理解

■個人情報とは・・・

特定の個人を識別することができるもので、氏名や生年月日、顔写真等のほか、その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等についても個人識別符号（パスポート番号、免許証番号、マイナンバーなど）として個人情報に含まれます。

これらの個人情報を取り扱ううえで守るべき4つのルールをご紹介します。

①個人情報の取得・利用

利用目的を特定し、その範囲内で利用する。利用者に通知又は公表する。

②個人データの安全管理措置

漏えい等が生じないように、適正に管理する。従事者・委託先に安全管理を徹底する。

③個人データの第三者提供

第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。第三者に提供した場合、提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

④保有個人データの開示請求

本人から開示の請求があった場合や苦情を受けた場合にはこれに対応する。

③個人データの第三者提供について

※例外（本人の同意が不要な場合）

- ・法令に基づく場合
 - ☞ 警察、裁判所等からの照会
- ・人の生命、身体、財産の保護に必要（本人同意取得が困難）
 - ☞ 災害時の被災者情報の家族・自治体、関係機関等への提供
- ・公衆衛生、児童の健全育成に必要（本人同意が困難）
 - ☞ 不登校、児童虐待の恐れがある情報を関係機関で共有
- ・国の機関等の法令の定める事務への協力

- ☞統計調査等への回答
- ・委託、事業承継、共同利用

☞法人間での委託契約

※受託者が情報漏洩等を行った場合、委託者が全責任を負う

<参考文献：地域での活用における個人情報取り扱いについて（本会地域福祉部作成）、個人情報保護法ハンドブック（個人情報保護委員会作成）>

iii e コミにおける個人情報の取り扱い

e コミでの個人情報に係るマップの作成や閲覧には、適切な権限設定が必要です。

【平時の操作・閲覧権限】

項目	操作・閲覧者			
	自社協	府内 他社協	府社協 (開発元の防災科学技 術研究所含む)	その他支援者 (外部支援者、ボランテ ィアスタッフ等)
平時の見守りのための 名簿(社協保有)	◎	×	× ※1 (本人の同意があれば○)	×
避難行動要援護者 名簿(行政提供)	◎	×	△ ※2 (本人の同意があれば○)	×

★福祉委員会や自主防災組織、自治会等の地縁組織が自地区の要支援者情報等を e コミで管理・マッピングする際は、市町村社協の子ページを作成し、アカウントを付与して自地区のみ閲覧・操作ができるよう権限設定ができます。

★行政と共同で e コミを活用した防災訓練等を行う際は、行政に対し、権限を制限した共有アカウントを付与することができます。

※1【平時の見守りのための名簿(社協保有)】

見守り活動等において平時から要援護者情報を e コミマップで管理をする場合は、予め対象者の同意を得ることが必要です。

同意を得ることが困難な場合は、操作・閲覧権限を自社協のみに設定しておく必要があります。

★改正個人情報保護法により、個人データの第三提供が厳格化★

平成 27 年の改正個人情報保護法により、個人データの第三者提供に関する手続が厳格化されました。慎重な取り扱いを要する個人情報を「要配慮個人情報(注釈 1)」として新たに類型化し、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、オプトアウト手続(注釈 2)による第三者提供を認めないこととしています。

注釈 1:「要配慮個人情報」とは

☞本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます(改正個人情報保護法 2 条 3

項)。政令には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他心身の機能の障害や健康診断等の結果、結果に基づき医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療もしくは調剤が行われたこと等も含まれます。

注釈2：オプトアウト手続とは

☞ あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしない限り、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めること。但し、以下のような要件が定められています。

- ・本人の求めがあれば第3者提供を中止する
- ・予め本人に対して通知するか又は本人が容易に知りうる状態に置く
- ・個人情報保護委員会に届け出ること
- ・要配慮個人情報に該当しないこと
- ・法に定める「適正な取得」に違反して取得されたものでないこと
- ・他の個人情報取扱業者からオプトアウトの方法により提供されたものでないこと

※2 【平時における避難行動要援護者名簿（行政提供）の利用】

行政から提供を受けた避難行動要援護者名簿を、府社協が操作・閲覧するためには、原則として本人の同意が必要となります。但し、災害対策基本法49条の11-3に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市町村長が認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得られなくも、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供することができるかとされています。このため、行政の理解が得られれば府社協による操作・閲覧が可能となります。

【参考】災害対策基本法 ～避難行動要支援者名簿について～

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

【災害時の操作・閲覧権限】 ※発災時には、操作・閲覧制限の緩和を柔軟に検討する必要あり

項目	操作・閲覧者			
	自社協	府内他社協 (相互支援協定に基づく)	府社協(開発元の防災科学技術研究所含む)	その他支援者 (外部支援者、ボランティアスタッフ等)
平時の見守りのための名簿(社協保有)	◎	○※3 (原則本人同意必要 但し、例外あり)	○※3 (原則本人同意必要 但し、例外あり)	○※3 (原則本人同意必要 但し、例外あり)
避難行動要援護者名簿(行政提供)	◎	○※4(行政の理解が必要)	○※4(行政の理解が必要)	○※4(行政の理解が必要)
災害ボランティアセンターで収集した被災者ニーズ情報	◎	○※5(被災者への説明が必要)		

※3【災害時における、平時の見守りのための名簿(社協保有)】

個人情報保護法では、生命・身体・財産の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合は、第三者提供に関する適用除外が認められます。

災害時には、高齢者や障がい者が被災し、災害時要援護者となることが想定されます。

また、災害後における安否確認及びその後の支援の必要性・緊急性の高さ個人情報保護の調和の観点から、権限の範囲を柔軟に検討する必要があるでしょう。

※4【災害時における、避難行動要援護者名簿(行政提供)の利用】

災害対策基本法 49 条の 11-3 に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得なくとも行政の理解が得られれば、避難行動要支援者名簿に関する情報について、府社協による操作・閲覧が可能です。

災害時に生命・身体・財産の保護のため必要であれば例外規定が適用されますが、平時から訓練等で利便性を共有しておくなど、行政の理解を得ておく必要があるでしょう。

※5【災害ボランティアセンターで収集した被災者ニーズ情報】

災害時には、高齢者や障がい者などの被災情報を e コミで管理することが想定されますが、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置された場合、当該社協職員だけでなく、近隣の社協職員やセンター運営をサポートするボランティアスタッフなども、平時の見守りのための情報を閲覧したり、被災情報の入力などを手伝う場面があります。

この場合、被災後の安否確認及び支援の必要性・緊急性の高さから、生命・身体・財産の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合は、個人情報保護法における目的外利用や第三者提供に関する適用除外が認められます。

-Memo-

被災地社協では、被災者宅へのアウトリーチや関係機関との連携等様々な動きが求められ、被災者ニーズやボランティアの活動状況を被災地社協だけでマッピングすることは難しくなります。実際に、平成 30 年度の大阪北部地震や台風 21 号災害では、防災科学技術研究所に協力いただき、府社協職員が遠隔で e コミへのマッピング作業をする場面もありました。

今後の南海トラフ地震のような大規模災害に備え、災害時においては、府内社協間で e コミのマッピング作業をサポートする場面がでてくるかもしれません。なお、データの受け渡しの際にはファイルにパスワードを設定するなど、情報の漏洩がないよう細心の注意を払うことが必要です。

災ボラ現場での個人情報 ～ ココも押さえておこう！ ～

被災地での災害ボランティアは、がれきの撤去や泥だしなどの力仕事のほか、避難所や災害ボランティアセンターの運営のお手伝いなど、その活動は多岐にわたります。

いずれの活動にも共通することですが、被災地では、被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいでボランティア活動に参加することが求められます。

加えて、ボランティア活動で知り得た個人情報は、第三者に漏れることのないように、細心の注意をはらい、センター運営等で名簿などを取り扱う場合は、情報管理を徹底しなければいけません。ボランティア希望者には事前に十分説明し、登録フォームや用紙等に下記のような文面を記載・同意を得るなど、自身の行動に自覚と責任を持って活動してもらう必要があります。

「文例：ボランティア活動で知り得た個人情報は、被災者の支援活動のためにのみ使用し、支援目的と関係のない第三者に情報を漏洩又は提供しないよう、細心の注意を払うことを約束します。」

■e コミ操作 チェック項目

ログイン

e コミをログインする際のメール・パスワードは、パソコンに自動保存せず、不特定の者がアクセスできないように適切に管理ができていますか。

操作の離席時

e コミの操作途中で離席する場合、誰かに操作されないよう、パソコンにロックをかけましょう。(ユーザーアカウントにパスワードを設定)

マッピング作業について

マッピング機能の操作・閲覧権限は、マップ毎に厳密に設定しましょう。

マップに写真を掲載する場合は、写真撮影をする際、周囲に一声かけてから撮影を行いましょう。また、人物の顔が写り込まないように注意することも必要です。

「eコミュニティ・プラットフォーム検討委員会」委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属・役職	
1	新宅 太郎	吹田市社会福祉協議会	地域福祉課 主幹
2	保元 勝宜	枚方市社会福祉協議会	地域福祉課
3	石田 善美	河内長野市社会福祉協議会	企画総務課 課長
4	小田 哲司	松原市社会福祉協議会	総務課 課長
5	吉高 賢司	太子町社会福祉協議会	地域包括推進室 主査
6	藤澤 優	岸和田市社会福祉協議会	地域福祉課

■アドバイザー

No.	氏名	所属・役職	
1	栗原 英文	コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do 代表	
2	水井 良暢	防災科学技術研究所 研究員	

■オブザーバー

No.	氏名	所属・役職	
1	川上 泰広	アル・システム株式会社 システム部 課長	

■事務局

No.	氏名	所属・役職	
1	叶井 泰幸	大阪府社会福祉協議会	地域福祉部 部長
2	森田 愛	大阪府社会福祉協議会	地域福祉部 主任
3	山崎 亮太	大阪府社会福祉協議会	地域福祉部 主事
4	平野 風花	大阪府社会福祉協議会	地域福祉部 主事



**eコミュニティ・プラットフォーム
実践事例集&ガイドライン 大阪府内社協版**
令和4年 2月 発行

制作

**eコミュニティ・プラットフォーム検討委員会
大阪府社会福祉協議会 地域福祉部**

- ・掲載している各動画は誌面のQRコードからのみ閲覧できる限定公開設定になっておりますので本誌の取り扱いには十分にご注意ください。
- ・本誌の制作には共同募金配分金を活用しています。